

毎週火・金曜日発行（当日が休日になるときは、休日の翌日）

福 島 県 報

目 次

○ 福島県監査委員
監査公表三件

福島県監査委員

監査公表第10号

令和7年2月28日監査公表第1号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和7年6月6日

福島県監査委員 満 山 喜 一
福島県監査委員 三 瓶 正 栄
福島県監査委員 渡 辺 仁 子
福島県監査委員 阿 部 寿 子
6 財 第 2 7 5 4 号
令和7年3月31日

福島県監査委員 満 山 喜 一
福島県監査委員 三 瓶 正 栄 様
福島県監査委員 渡 辺 仁 子
福島県監査委員 阿 部 寿 子

福島県知事 内 堀 雅 雄

定期監査に係る措置状況について（通知）

令和7年2月18日付け6福監第418号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。（別紙様式）

定期監査に係る措置状況について

- 1 監査対象機関 県北保健福祉事務所
監査対象年度 令和5年度
監査実施年月日 令和6年12月24日

指 摘 ・ 勧 告 事 項	措 置 状 況
「指摘事項」	（原因）

扶助費の支払事務に著しく適正を欠いているものがある。

「事実」

令和4年度のファミリーホームの措置費（事務費）について、改正により令和4年10月1日から適用される社会的養護従事者処遇改善加算費を支給すべきところ、改正内容の確認が漏れたため令和4年10月分から令和5年3月分が不足払いとなっている。

ファミリーホーム甲

正当支給額 16,863,094円

誤支給額 16,725,754円

不足額 137,340円

(22,890円×6か月)

ファミリーホーム乙

正当支給額 13,692,390円

誤支給額 13,511,450円

不足額 180,940円

(39,240円×1か月

28,340円×5か月)

「是正又は改善の意見」

扶助費の支払事務に当たっては、チェック体制を強化するとともに、関係規程に基づき適正に行うこと。

事務引継が適切に行われなかったこと、年度初めに児童養護施設等への支払業務が一時期に集中したことにより、担当職員が業務過多となり、年度末の通知（令和4年10月1日から適用される処遇改善加算費についての通知）の改正点の一部を見落としたりした。

また、他の職員や決裁権者も同様に見落としたりした。

（処理状況）

ファミリーホーム2施設に対して令和5年12月16日に謝罪を行うとともに、不足額については令和6年1月15日付けで支払った。

（今後の対応）

- ・事務引継を的確かつ十分に行うとともに、関係職員とその内容を共有することとする。
- ・交付要綱及び事務費保護単価設定表が改正されるごとに、変更となった項目を明記の上、関係職員に回覧して見落とし防止を徹底する。
- ・上席職員を含めた関係職員の業務ミーティングを開催して情報の共有を図るとともに、内部のチェック体制を強化する。
- ・担当者の業務過多による業務遅延等を防止するため、前記ミーティングと併せて管理職員による定期的な指導・助言等を行うとともに、支払業務等が集中する年度初め等においては、他チームからの支援を横断的に行うなど弾力的な組織運営を行う。

- 2 監査対象機関 県北農林事務所
 監査対象年度 令和5年度
 監査実施年月日 令和6年10月30日

指 摘 ・ 勧 告 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 負担金収入の調定について、著しく遅延しているものがある。</p> <p>「事実」 県営土地改良事業に係る甲町の令和4年度負担金収入について、令和5年3月31日を納期限とする調定をすべきところ、同年9月14日に5か月以上遅延して調定し、同月25日に収入している。</p> <p>対象事業 復興基盤総合整備事業 負担金 375,000円</p> <p>「是正又は改善の意見」 負担金収入の調定に当たっては、チェック体制を強化するとともに、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>（原因） 今回の事案の原因は以下のとおりである。</p> <p>担当者は「土木その他の建設事業等の市町村負担金に関する事務取扱要領」に定める「負担金整理簿」を作成していたが、複数名による収入事務進捗管理を行っていなかったため、調定漏れに気がつかなかった。</p> <p>（処理状況）</p> <p>1 令和5年6月5日 農林総務課からの連絡で調定漏れが発覚。 甲町へ納付を依頼したところ、町の9月補正予算議決後の納付になることを確認。</p> <p>2 令和5年9月14日 収入調定し納付書を送付</p>

	<p>3 令和5年9月25日 収入確認 (今後の対応) 負担金収入事務については、以下のとおり対応する。</p> <p>1 担当者は、「負担金整理簿」を作成後、負担金収入の決裁を受ける際、調書に添付し、課内で共有する。</p> <p>2 管理職員は「負担金整理簿」をセルフチェック表として活用し、年間の収入計画について調定漏れや遅延がないよう、主任主査とダブルチェックをする。</p>
--	--

- 3 監査対象機関 南会津建設事務所
 監査対象年度 令和5年度
 監査実施年月日 令和6年10月31日

指 摘 ・ 勧 告 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 内部統制が有効に機能しておらず、物件移転補償の契約事務に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」 南会津建設事務所が実施する河道掘削工事に伴い支障となる甲町及び乙村所有の光ファイバー設備の移設工事について、組織内の情報共有が不十分であり、甲町及び乙村との物件移転補償契約を締結しないまま実施させ、翌年度に契約を締結し補償金を支払っている。</p> <p>1 甲町 町の移設工事契約日 令和5年10月17日 町との物件移転補償契約日 令和6年5月28日 支払年月日 令和6年6月17日 補償金額 1,238,235円</p> <p>2 乙村 村の移設工事契約日 令和5年10月13日 村との物件移転補償契約日 令和6年5月28日 支払年月日 令和6年6月14日 補償金額 992,864円</p> <p>「是正又は改善の意見」 物件移転補償の契約に当たっては、組織内の情報共有やチェック体制を強化するとともに、関係規程に基づき迅速かつ適正に行うこと。</p>	<p>(原因) 今回の事案の原因は以下のとおりである。</p> <p>1 組織内の情報共有が不十分であったため、光ファイバー設備の移設工事について、物件移転補償契約を締結しないまま実施する結果につながった。</p> <p>2 担当課の当事者意識が欠如していた。</p> <p>3 担当者の契約事務に関する知識が不足していた。</p> <p>4 課長以上を含めた各職層による業務の情報共有及び進捗管理が十分に機能していなかった。</p> <p>(処理状況) 1 令和6年5月17日～24日 所内において未払いを確認後、町村へ謝罪するとともに対応方針と事務処理方法について協議。</p> <p>2 令和6年6月5日～11日 支払事務処理後、町村へ出向き改めて謝罪するとともに、顛末の詳細説明と支払手続完了報告をし、再発防止について説明。</p> <p>(今後の対応) 再発防止策として、以下のとおり対応する。</p> <p>1 組織内の情報共有を徹底するため、物件補償(准公所含む。)については、業務全体及び懸案事項の把握のため、毎月開催の用地調整会議において、定期的に補償案件の共有・進捗管理を行う。管理職員は、担当者から「報・連・相」が適時・的確に実行されるよう、風通しのよい職場づくりに努めていく。</p> <p>2 管理職員は、担当者に自らの業務分担を再確認させ、事業進捗管理の徹底や責任ある業務遂行の必要性について指導する。</p>

	<p>3 管理職員は契約事務における指導に際し、関係規程等根拠を示し担当者の知識の習得に努め、適正執行の徹底を図る。</p> <p>4 管理職員は、担当者と事業完了までのスケジュールを共有・管理し、適切な指示・助言により円滑な事業進捗に努める。懸案事項は毎日開催の部長会議等で速やかに所長まで情報を共有し組織として解消を図る。</p>
--	---

- 4 監査対象機関 会津若松建設事務所
 監査対象年度 令和5年度
 監査実施年月日 令和6年11月14日

指 摘 ・ 勧 告 事 項	措 置 状 況																					
<p>「指摘事項」 占用料の調定事務について、著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」 河川区域における土地占用料及び流水占用料について、令和元年度から令和5年度までに、二重調定や算定方法誤りなどによる過大徴収8件884,792円、調定漏れや管路延長の誤りなどによる過小徴収7件24,473円、合計15件909,265円の誤徴収を行っている。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="text-align: left;">年度</td> <td style="text-align: right;">過大調定額</td> <td style="text-align: right;">過小調定額</td> </tr> <tr> <td>令和元年度</td> <td style="text-align: right;">175,892円</td> <td style="text-align: right;">1,850円</td> </tr> <tr> <td>令和2年度</td> <td style="text-align: right;">177,350円</td> <td style="text-align: right;">1,850円</td> </tr> <tr> <td>令和3年度</td> <td style="text-align: right;">178,850円</td> <td style="text-align: right;">1,050円</td> </tr> <tr> <td>令和4年度</td> <td style="text-align: right;">176,350円</td> <td style="text-align: right;">6,690円</td> </tr> <tr> <td>令和5年度</td> <td style="text-align: right;">176,350円</td> <td style="text-align: right;">13,033円</td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td style="text-align: right;">8件 884,792円</td> <td style="text-align: right;">7件 24,473円</td> </tr> </table> <p>「是正又は改善の意見」 占用料の調定に当たっては、チェック体制を強化するとともに、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	年度	過大調定額	過小調定額	令和元年度	175,892円	1,850円	令和2年度	177,350円	1,850円	令和3年度	178,850円	1,050円	令和4年度	176,350円	6,690円	令和5年度	176,350円	13,033円	合計	8件 884,792円	7件 24,473円	<p>(原因) 今回の事案の原因は以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 占用料算定方法の理解が不足していた。 2 他管内にまたがる物件について、他建設事務所との確認が不十分であった。 3 占用料の算定根拠とする河川敷占用台帳データ等への入力ミスや入力漏れがあった。 4 担当者1人に任せきりとなり、副担当、上席者等複数でチェックすべきところ、それを実践していなかった。 <p>(処理状況) 当該占用者に対して経過説明及び謝罪を行い、令和6年1月31日に過大徴収については還付加算金を含めて還付を、過少徴収については徴収を完了。</p> <p>(今後の対応) 占用料の算定については、以下のとおり対応する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 占用料算定方法の理解を深めるために、本庁が実施する研修会に担当、副担当、係長及び課長が参加する。 2 他管内にまたがる物件について、他建設事務所との確認を徹底する。 3 河川敷占用台帳の作成方法やチェック等は、必ずマニュアルに基づいて行うように事務引継を行う。 4 占用料調定の際は、本庁が作成した占用料算定チェックシートを使用して、担当、副担当、係長及び課長による複数でのチェックを徹底する。
年度	過大調定額	過小調定額																				
令和元年度	175,892円	1,850円																				
令和2年度	177,350円	1,850円																				
令和3年度	178,850円	1,050円																				
令和4年度	176,350円	6,690円																				
令和5年度	176,350円	13,033円																				
合計	8件 884,792円	7件 24,473円																				
<p>「指摘事項」 契約事務手続に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」 除草業務委託の随意契約において、特に必要があると認める理由を示さずに最低制限価格を設定し、見積書を徴収して</p>	<p>(原因) 今回の事案の原因は以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 最低制限価格の設定要件についての認識誤りや確認不足により、最低制限価格を設けた「契約の方法及び見積りの条件」により、見積書徴収を行った。 																					

いる。
また、契約相手方の決定に当たり、見積金額と最低制限価格を税抜きで比較すべきところ、税抜きの見積金額と税込みの最低制限価格で比較したため、本来の契約相手方と異なる者と契約している。

事業者甲の見積金額

955,000円（税抜き）

契約相手方

事業者乙の見積金額

800,000円（税抜き）

本来の契約相手方

予定価格 1,019,000円（税抜き）

最低制限価格 753,100円（税抜き）

828,410円（税込み）

「是正又は改善の意見」

契約事務手続に当たっては、組織内のチェック体制を強化するとともに、関係規程に基づき適正に行うこと。

2 本件は郵送による見積合わせであり、開札から入札結果書の作成までを契約担当係長が1人で行っていた。また、その後の契約事務（支出負担行為の決裁）の過程において、係員、総務部長ともに契約相手に間違いはないとの思い込みを重ね、本来の契約相手方と異なる業者と契約した。

（処理状況）

契約の相手方には過失・過誤はないため、契約の解除はせず、事業者甲に令和5年11月15日に支払った。

令和5年11月17日に事業者甲、令和5年11月21日に事業者乙に対し説明と謝罪を行った。

（今後の対応）

契約事務手続については、以下のとおり対応する。

1 「契約の方法及び見積りの条件」の設定に当たっては、組織的にチェックし手続を進める。

2 郵送による見積合わせにおける事務作業は複数の職員で行うことを徹底する。具体的には、係長と総務部長の2名で、見積書と予定価格調書を確認し契約相手を決定する。作成した入札結果書も同2名でチェックすることを徹底する。

「指摘事項」

設計額に誤りがあり、契約を解除しているものがある。

「事実」

道路改良工事の設計について、資材単価を誤ったまま設計書を作成し入札事務を行い、正しく積算した場合に落札者が入れ替わることが契約後に判明したことから、同契約を解除している。

工事名 道路橋りょう整備（地活）工事（道路改良）

工事内容 道路改良工

契約年月日 令和6年3月21日

解除年月日 令和6年5月8日

「是正又は改善の意見」

設計書の作成に当たっては、チェック体制を強化するとともに、関係規程に基づき適正に行うこと。

（原因）

今回の事案の原因は以下のとおりである。

1 採用単価表において、補強材の単価を28,600円としていたが、積算の際に28,660円と入力し過大設計となった。誤入力された単価を、検算者、課長等も見逃した。

2 低価格入札があったが、積算の再確認を行わなかった。

（処理状況）

令和6年5月8日 契約の解除

令和6年5月30日 改めて公告

令和6年7月10日 再度入札

令和6年7月17日 契約

（今後の対応）

設計書の作成について、以下のとおり対応する。

1 積算について、担当者、検算者、課長及び部長によるチェックを徹底する。

2 入札の結果、低価格入札や予定価格超過があった場合は、契約の前に再度積算を確認する。

5 監査対象機関 県南建設事務所
監査対象年度 令和5年度
監査実施年月日 令和6年12月23日

指 摘 ・ 勧 告 事 項

措 置 状 況

<p>「指摘事項」 家賃の調定事務に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」 復興公営住宅に係る令和5年6月から令和6年9月の家賃について、旧居住制限者と誤認し減額したため、調定額が過小となっている。 対象世帯数1世帯 令和5年度 正当調定額 228,000円 (22,800円×10か月) 誤調定額 121,000円 (10,900円×7か月 14,900円×3か月) 過小調定額 107,000円 令和6年度 正当調定額 135,000円 (22,500円×6か月) 誤調定額 88,200円 (14,700円×6か月) 過小調定額 46,800円</p> <p>「是正又は改善の意見」 家賃の調定事務に当たっては、チェック体制を強化するとともに、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>(原因) 今回の事案の原因は以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 復興公営住宅に関する関係規程の理解が不足していた。 家賃算定に当たり復興公営住宅の入居者には4種類の属性区分があるが、担当者及び確認者の認識不足により入居者の属性区分を誤り、過小に算定した。 正当区分：支援対象避難者 誤区分：旧居住制限者 組織的なチェックが不足していた。 <p>(処理状況)</p> <ol style="list-style-type: none"> 対象世帯に対し、令和6年10月に説明と謝罪をした。 対象世帯から分割納入の了承を得て、令和6年10月から分割納入を開始した。 <p>(今後の対応)</p> <p>家賃の調定事務については、以下のとおり対応する。</p> <ol style="list-style-type: none"> 関係規程の理解を深めるため、研修会等を実施する。 誤算定防止の徹底に向けたチェック表の付属資料として、属性区分に係るチェック項目内容の解説及びチェックポイントを作成した。これを使用し属性区分のチェックを徹底する。 担当者のほか複数の職員による組織的なチェックを徹底する。
---	---

6 監査対象機関 県北建設事務所
 監査対象年度 令和5年度
 監査実施年月日 令和6年12月24日

指 摘 ・ 勧 告 事 項	措 置 状 況																																
<p>「指摘事項」 占用料の調定事務について、著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」 河川区域における土地占用料について、令和元年度から令和5年度までに、二重計上や算定方法誤りなどによる過大調定43件799,500円、調定漏れによる未調定43件757,950円、合計86件1,557,450円の誤徴収を行っている。</p> <table style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 15%;">年 度</td> <td style="width: 15%;">件数</td> <td style="width: 15%;">過大調定額</td> <td style="width: 15%;">未調定額</td> </tr> <tr> <td rowspan="2">令和元年度</td> <td>3件</td> <td>1,000円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2件</td> <td>1,600円</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">令和2年度</td> <td>10件</td> <td>5,250円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>7件</td> <td>69,900円</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">令和3年度</td> <td>11件</td> <td>264,750円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>12件</td> <td>229,350円</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="2">令和4年度</td> <td>11件</td> <td>264,750円</td> <td></td> </tr> <tr> <td>12件</td> <td>229,350円</td> <td></td> </tr> </table>	年 度	件数	過大調定額	未調定額	令和元年度	3件	1,000円		2件	1,600円		令和2年度	10件	5,250円		7件	69,900円		令和3年度	11件	264,750円		12件	229,350円		令和4年度	11件	264,750円		12件	229,350円		<p>(原因) 今回の誤調定の原因は以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 担当者の占用料算定方法への理解が不足していたため、誤った方法により占用料を算定した。 また、担当者任せとなり、フォローアップ体制が整っていなかったことに加え、組織としても占用料算定根拠、方法等の理解が不足していたため、チェック機能が十分に働かなかった。 占用料を管理している台帳に重複してデータを入力したことで二重計上が生じた。 引継が不十分だったため、調定漏れが生じた。 複数年継続で申請されているものについて、申請内容の変更の有無を確認することなく、前年度と同じ占用料としていた。
年 度	件数	過大調定額	未調定額																														
令和元年度	3件	1,000円																															
	2件	1,600円																															
令和2年度	10件	5,250円																															
	7件	69,900円																															
令和3年度	11件	264,750円																															
	12件	229,350円																															
令和4年度	11件	264,750円																															
	12件	229,350円																															

令和5年度	8件	263,750円	<p>(処理状況)</p> <p>誤徴収のあった占用者に対し経緯説明及び謝罪を行った上で、未調定分については令和6年1月31日までに追加徴収を完了し、過大徴収については令和6年2月19日に還付加算金を含めて返還を行った。</p> <p>(今後の対応)</p> <p>河川敷占用料の収入調定事務については、以下のとおり対応する。</p> <p>1 算定にあたっては、根拠規程や過去の事例等とその都度確認しながら適正に占用料を算定する。また、占用許可申請時には、チェックシートを使用し、担当者、副担当者、担当係長及び担当課長での複数の職員によるチェックを確実にを行う。</p> <p>さらに、占用料算定方法への理解を深めるために、本庁が実施する研修会に、担当者、副担当者、担当係長及び担当課長が参加する。</p> <p>2 占用料を管理する台帳については、入力内容に誤りがないか、担当者、副担当者等、複数の職員で確認を行う。</p> <p>3 担当者は、人事異動時における事務引継を的確かつ十分に行うとともに、管理職員とその内容を共有する。</p> <p>4 複数年継続で申請されているものについては、調定を行う際に、申請者に対し、申請内容に変更がないか確認する。</p>
	10件	227,750円	
合計	43件	799,500円	
	43件	757,950円	
<p>「是正又は改善の意見」</p> <p>占用料の調定に当たっては、チェック体制を強化するとともに、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>			

(監査総務課)

監査公表第11号

令和7年4月11日監査公表第6号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、福島県知事から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和7年6月6日

福島県監査委員 満 山 喜 一
 福島県監査委員 三 瓶 正 栄
 福島県監査委員 渡 辺 仁
 福島県監査委員 阿 部 寿 子
 7 財 第 1 5 9 号
 令和7年4月15日

福島県監査委員 満 山 喜 一
 福島県監査委員 三 瓶 正 栄
 福島県監査委員 渡 辺 仁
 福島県監査委員 阿 部 寿 子

様

福島県知事 内 堀 雅 雄

定期監査に係る措置状況について（通知）

令和7年3月26日付け6福監第545号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

(別紙様式)

定期監査に係る措置状況について

- 1 監査対象機関 県中建設事務所
 監査対象年度 令和5年度
 監査実施年月日 令和7年1月24日

指 摘 ・ 勧 告 事 項	措 置 状 況																																
<p>「指摘事項」 占用料の調定事務について、著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」 河川区域における土地占用料について、令和元年度から令和5年度までに、算定方法誤りなどにより、過大調定15件78,250円、過小調定308件19,167,900円、合計323件19,246,150円の誤徴収を行っている。</p> <table border="1" data-bbox="236 622 742 1122"> <thead> <tr> <th>件数</th> <th>金額</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">令和元年度</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>過大調定額 15,650円</td> </tr> <tr> <td>61</td> <td>過小調定額 3,831,950円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">令和2年度</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>過大調定額 15,650円</td> </tr> <tr> <td>61</td> <td>過小調定額 3,831,950円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">令和3年度</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>過大調定額 15,650円</td> </tr> <tr> <td>61</td> <td>過小調定額 3,831,950円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">令和4年度</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>過大調定額 15,650円</td> </tr> <tr> <td>62</td> <td>過小調定額 3,835,000円</td> </tr> <tr> <td colspan="2">令和5年度</td> </tr> <tr> <td>3</td> <td>過大調定額 15,650円</td> </tr> <tr> <td>63</td> <td>過小調定額 3,837,050円</td> </tr> </tbody> </table> <p>「是正又は改善の意見」 占用料の調定に当たっては、チェック体制を強化するとともに、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	件数	金額	令和元年度		3	過大調定額 15,650円	61	過小調定額 3,831,950円	令和2年度		3	過大調定額 15,650円	61	過小調定額 3,831,950円	令和3年度		3	過大調定額 15,650円	61	過小調定額 3,831,950円	令和4年度		3	過大調定額 15,650円	62	過小調定額 3,835,000円	令和5年度		3	過大調定額 15,650円	63	過小調定額 3,837,050円	<p>(原因) 今回の事案の原因は以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 担当者は、占用料算定の理解不足により誤った占用料基礎額を用いて算定した。 2 担当者は、占用料を管理しているデータファイルへの入力を誤った。 副担当者及び上席者は、チェックが不十分であった。 <p>(処理状況) 誤徴収のあった占用者に対し令和5年12月までに説明及び謝罪を行った。 令和6年1月31日までに過小徴収分の徴収、及び令和6年2月19日までに過大徴収分の還付を完了した。</p> <p>(今後の対応)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 担当者は、占用料算定に当たり、根拠法令、条例、通知及び占用料基礎額を確認し、併せてチェックシートを用いたチェックを行う。 副担当者及び上席者は、チェックシート及び占用料基礎額により、算定方法に誤りがないか1件ずつ確認する。 2 担当者は、データファイルへの入力を誤りがないよう十分留意して作業を行い、発議する。 副担当者及び上席者は、発議書の添付資料によりデータファイルが適正に更新されていることを確認する。
件数	金額																																
令和元年度																																	
3	過大調定額 15,650円																																
61	過小調定額 3,831,950円																																
令和2年度																																	
3	過大調定額 15,650円																																
61	過小調定額 3,831,950円																																
令和3年度																																	
3	過大調定額 15,650円																																
61	過小調定額 3,831,950円																																
令和4年度																																	
3	過大調定額 15,650円																																
62	過小調定額 3,835,000円																																
令和5年度																																	
3	過大調定額 15,650円																																
63	過小調定額 3,837,050円																																

- 2 監査対象機関 県中建設事務所
 監査対象年度 令和5年度、令和6年度
 監査実施年月日 令和7年1月24日

指 摘 ・ 勧 告 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 総合評価方式における評価に誤りがあり、契約を解除しているものがある。</p> <p>「事実」 河道掘削工事の条件付き一般競争入札において総合評価方式の評価に誤りがあり、落札者が入れ替わることが契約後に判明したことから、同契約を解除している。</p> <p>工 事 名 河川海岸維持管理工事 (河道掘削) 河 川 名 釈迦堂川筋 契約年月日 令和6年6月24日 解除年月日 令和6年8月6日</p> <p>「是正又は改善の意見」 総合評価方式の評価に当たっては、チェック体制を強化するとともに、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>(原因) 今回の事案の原因は以下のとおりである。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 担当者による工事成績評価データベース確認の際、誤って同名の別事業者の情報を抽出し、この同名別事業者の工事成績により評価してしまった。 2 副担当者及び上席者によるチェックが不十分であった。 <p>(処理状況) 令和6年8月6日付けで、福島県工事請負契約約款第43条に基づき契約を解除した。</p> <p>(今後の対応)</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 工事成績評価データベースの表記について、所在する市町村名も併記するよう入札監理課が改善を行ったことから、担当者、副担当者及び上席者は、

	所在市町村の確認とともに、事業者の固有識別コードによる確認を行い評価する。 2 決裁過程において確認を行う上席者を1名増員し、チェック体制を強化した。
--	--

(監査総務課)

監査公表第12号

令和7年4月11日監査公表第6号により公表した監査結果について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第14項の規定に基づき、福島県教育委員会教育長から次のとおり措置状況の通知があったので、同項の規定によりこれを公表する。

令和7年6月6日

福島県監査委員 満 山 喜 一
 福島県監査委員 三 瓶 正 栄
 福島県監査委員 渡 辺 仁
 福島県監査委員 阿 部 寿 子
 7 教 財 第 7 7 号
 令和7年4月16日

福島県監査委員 満 山 喜 一
 福島県監査委員 三 瓶 正 栄
 福島県監査委員 渡 辺 仁
 福島県監査委員 阿 部 寿 子
 様

福島県教育委員会教育長

定期監査に係る措置状況について（通知）

令和7年3月26日付け6福監第545号で報告のありましたこのことについて、別紙のとおり措置を講じましたので、地方自治法第199条第14項の規定により通知します。

(別紙様式)

定期監査に係る措置状況について

- 1 監査対象機関 いわき支援学校
 監査対象年度 令和5年度、令和6年度
 監査実施年月日 令和7年1月31日

指 摘 ・ 勸 告 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 財産の維持管理に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」 令和6年3月31日にいわき支援学校くぼた校において、管理が不十分だったためマスターキー1本を紛失し、40箇所の錠を取り替えている。</p> <p>「是正又は改善の意見」 財産の管理については、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>(原因) マスターキー1本について、常時管理職員席の机の上に置き、日常的に特定の教室の施錠に使用するなど管理が不十分だった。</p> <p>(処理状況) 令和6年4月1日 ・マスターキー1本を紛失したことが判明したことから、直ちに捜索を開始した。 ・鍵の管理方法を改め、保管場所の施錠を徹底し、厳重に保管することとした。 令和6年4月3日 ・紛失したマスターキーで開錠可能な教室等に、速やかにスライドロック錠を設置する防犯対策を講じた。 令和6年4月4日 ・新たなマスターキーの作成と錠の交換を行うこととした。 令和6年6月20日 ・マスターキーと、関係する40箇所の錠の交換が完了した。</p>

	<p>(今後の対応) 鍵の管理については、以下のとおり対応する。 ・管理職員は、マスターキーを含めた鍵全てを厳重に管理することとし、取扱いに係る内規を定め、職員に周知した。 ・管理職員は職員に対し、内規に基づき適正に使用するよう徹底させる。 ・職員は、鍵を使用する際、新たに整備された鍵の貸出簿に、貸出時刻、使用者氏名及び返却時刻を記入する。</p>
--	---

- 2 監査対象機関 大笹生支援学校
 監査対象年度 令和5年度、令和6年度
 監査実施年月日 令和7年2月4日

指 摘 ・ 勸 告 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 職員手当の支給に著しく適正を欠いているものがある。 「事実」 学年主任等延べ38名の教育業務連絡指導手当について、関係規程の理解が不十分であったため未払い等となっている。 令和3年度 未払い 11名 289,400円 令和4年度 未払い 11名 482,600円 令和5年度 未払い 12名 522,000円 過払い 1名 800円 不足払い 3名 8,200円 合計 延べ38名 1,303,000円 「是正又は改善の意見」 職員手当の支給に当たっては、チェック体制を強化するとともに、関係規程に基づき適正に行うこと。</p>	<p>(原因) 今回の事案の原因は以下のとおりである。 1 事務担当者は、3学級以上の学年に配置される学年主任に対して、教育業務連絡指導手当を支給する認識がなく、年度当初の特殊勤務実績簿作成時に根拠規程を確認しなかった。 2 事務長は、当該手当の支給対象を前年度と同様と考え、根拠規程を確認しなかった。 また、毎月の特殊勤務実績の確認時に誤りに気付かなかった。 3 事務担当者及び事務長は、学年主任以外の支給対象者の勤務日数について、確認が不十分だった。 (処理状況) 1 令和6年12月23日 32名の未払い分1,226,800円を支給した。 2 令和7年1月20日 2名の未払い分67,200円を支給した。 3 令和7年1月21日 1名の過払い分800円を戻入した。 4 令和7年2月14日 1名の不足払い分600円を追加支給した。 5 令和7年2月17日 2名の不足払い分7,600円を追加支給した。 合計 延べ38名 1,303,000円 (今後の対応) 職員手当の支給事務については、以下のとおり対応する。 1 事務担当者と事務長は、毎年度、教育業務連絡指導手当について、根拠規程を確認する。 事務担当者は、特殊勤務実績簿を作成する際に、根拠規程の該当部分及び事務長から指示のあった支給対象者を</p>

	<p>明示した資料を特殊勤務実績簿に編綴し、随時、確認できるようにする。</p> <p>2 事務長は、毎年度、各学部の学級編制表を確認し、教育業務連絡指導手当の支給対象となる学年主任を教頭と確認の上、事務担当者に支給対象者を指示する。</p> <p>また、毎月の特殊勤務実績の確認時に、学級編制表と当該手当の支給対象者を照合し、支給漏れがないかを確認する。</p> <p>3 事務担当者は、学年主任等の支給対象者の勤務日数について、特殊勤務実績簿と出勤簿を突合し、不整合な場合は当該支給対象者に確認する。</p> <p>事務長は、教頭に勤務日数を確認するとともに、全教員に当該手当の手続について周知する。</p>
--	--

- 3 監査対象機関 磐城農業高等学校
 監査対象年度 令和4年度、令和5年度
 監査実施年月日 令和7年2月20日

指 摘 ・ 勧 告 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 製作品の管理に適正を欠いているものがある。また、製作品売払代金の管理に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」 公益財団法人甲（以下「甲」という。）が企画した県内農業系高等学校が製作するジャムのセット販売事業に参加したが、製作品の売払いに係る関係規程に基づく管理を行っていない。</p> <p>1 製作品を製作した時は直ちに生産物製作品生産台帳（以下「生産台帳」という。）に記録すべきところ、令和5年11月7日に製作したジャムについて、令和6年3月22日付けで記録している。また、売払時は物品売払調書により売払契約を締結するとともに生産台帳に払出しを記録すべきところ、甲に令和5年12月7日までに引き渡したジャムについて、令和6年3月22日付けで売払調書の作成及び生産台帳の記録を行っている。</p> <p>2 甲が令和6年1月16日に開催した販売会における販売及び試食用分代金の62,000円について、同年2月1日に教員Aが甲から現金で受領したが、封筒に入れて机に保管したまま引き継ぐことを失念し、同年3月22日までの間に代金の一部2,000円を紛失している。</p> <p>「是正又は改善の意見」 製作品及び製作品売払代金の管理に当たっては、チェック体制を強化するとともに、関係規程に基づき適正に行うこ</p>	<p>（原因） 今回の事案の原因は以下のとおりである。</p> <p>1 販売担当教員が製作品売払代金収納時に生産台帳への記録と売払契約を締結すればよいと誤認していたため、事務処理に遅延が生じた。</p> <p>2 業務多忙を理由に製作品売払代金の事務室への引継ぎを怠るなど、公金管理に対する認識や責任感が不足していた。また、組織的なチェック機能も十分に機能していなかった。</p> <p>（処理状況）</p> <p>1 令和6年7月17日 ジャムの売払代金の一部が教員Aの机中から紛失していた事実を全職員に共有し、併せてこの件に関する情報提供を求めた。</p> <p>2 令和6年7月31日 農業科の教員に対し、今回の公金の不適切な取扱及び紛失について詳細を説明した。また、製作品の売払代金の取扱ルールや生産台帳の適正管理の徹底を改めて確認した。</p> <p>3 令和6年12月10日 教員Aより損失補填の申出があり、同日付で納付書を発行した。その後、同月20日に紛失額2,000円を収納した。</p> <p>（今後の対応）</p> <p>1 製作品の管理については、以下の対応を徹底する。</p> <p>(1) 販売担当教員は、製作品を製作し</p>

と。特に現金の取扱については厳正を期すこと。

た際には、直ちに生産台帳に記録する。

さらに、製作品を売払う際には、速やかに物品売払調書により売払契約を締結し、その上で生産台帳に払出しを記録する。

また、やむを得ず製作品を第三者に預ける場合には、必ず預かり証を徴収し、生産台帳にその事実を記載した上で、管理職員の決裁を受けるものとする。

(2) 管理職員は、販売担当教員が生産台帳を適切に記録しているか定期的に確認する。特に校外販売会においては、開催日程と生産台帳の払出し記録を照合し、記載漏れや収納遅延がないかを確認する。

2 製作品売払代金の管理については、以下の対応を徹底する。

(1) 販売担当教員は、売払代金を当日中に事務室へ引き継ぐことを原則とし、事務室は販売担当教員に引き継ぎの有無の確認を徹底し、当日又は翌日までに確実に収納する。

(2) 管理職員は、売払代金が適切に管理されているかを適宜確認し、必要に応じて指導・改善を行う。また、売払代金管理のルールについては、会議や文書配布などあらゆる機会を通じて関係者に周知し、適切な運用を継続する。

4 監査対象機関 川俣高等学校
 監査対象年度 令和5年度
 監査実施年月日 令和7年2月26日

指 摘 ・ 勧 告 事 項	措 置 状 況
<p>「指摘事項」 職員手当の支給に著しく適正を欠いているものがある。</p> <p>「事実」 修学旅行等引率業務及び対外運動競技等引率業務に係る教員特殊業務手当について、関係規程の理解が不十分であったため、未払いとなっている。</p> <p>令和3年度 修学旅行等引率業務 未払い 2名 30,600円</p> <p>令和4年度 修学旅行等引率業務 未払い 2名 30,600円</p> <p>令和5年度 修学旅行等引率業務 未払い 2名 40,800円 対外運動競技等引率業務 未払い 2名 86,700円</p> <p>合計</p>	<p>(原因) 今回の事案の原因は以下のとおりである。</p> <p>教員特殊業務手当に該当する業務を実施した教員が特殊勤務実績簿（以下「実績簿」という。）を作成していなかった。</p> <p>また、担当職員は実績簿の提出のあったものを支払うという認識でいたため、業務実績はあったが実績簿の提出のなかったものについて未払いが発生した。</p> <p>事務長及び教頭も実績簿が提出されていないことに気が付かなかった。</p> <p>(処理状況) 令和7年1月29日 未払い分について、職員課に追給計算依頼書を提出し、支出手続を依頼した。</p> <p>令和7年2月25日 未支給者への支払を完了した。</p> <p>(今後の対応) 教員特殊業務手当の支給事務について</p>

延べ8名 188,700円
「是正又は改善の意見」
職員手当の支給に当たっては、チェック体制を強化するとともに、関係規程に基づき適正に行うこと。

は、以下のとおり対応する。
1 担当職員は、毎月末に当該月の実績簿の提出が済んでいることを各教員に確認の上、事務処理を行う。
2 事務長は、毎月末に開催される職員会議において教員の実績簿の提出漏れがないことを確認する。
また、担当職員の事務処理内容について教頭と突合作業を行い、手当対象の業務の実績簿未作成による手続漏れがないことを確認する。

(監 査 総 務 課)